

次の場合、廃止後30日以内に届出が必要です。(正本・写しの計2部作成してください。)

※工場、事業場の特定施設の一部を廃止したとき

- すべての特定施設を廃止したとき
- 工場又は事業場を廃業したとき

※特定施設を一部廃止した際、水量および排水系統等が変わる場合は変更届出書も必要です。

様式第6 (第7条関係)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

記入例

茅ヶ崎市長 殿

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 神奈川県茅ヶ崎市▲▲-▲

届出者

氏 名 株式会社〇〇 △△工場

代表取締役 ■■ ■■

電話番号 〇〇〇〇 (□□) △△△△

特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設)の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 △△工場
工場又は事業場の所在地	茅ヶ崎市▲▲-▲
特定施設の種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設(1基)【W-1】
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり
使用廃止の年月日	令和〇年△月△日
使用廃止の理由	工場閉鎖のため

特定施設を廃止した工場  
又は事業場名を記入

①水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号②施設の種類 ③廃止基数④工場内施設番号を記載してください。

特定施設の設置場所を記入  
(必要に応じて別図を添付)

• 工場閉鎖のため、  
• 老朽化のため  
• 更新のため  
など、使用廃止の理由を簡単に記入

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定に。合には、特定施設の種類の欄には記載し
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

場